

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第17項の規定により、香川県三郎池土地改良区から役員
の退任及び就任について次のとおり届出があった。

令和3年6月29日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 令和2年3月2日届出

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
理事	藤澤 秀功	高松市川島本町889番地	令和2年2月28日

2 令和2年3月10日届出

役員の種類	氏名	住 所	退任年月日
監事	宮武 正明	高松市川島本町487番地2	令和2年3月9日

3 令和2年4月1日届出

役員の種類	氏名	住 所	就任年月日
理事	宮武 正明	高松市川島本町487番地2	令和2年3月27日
監事	畑田 芳明	高松市川島本町822番地3	〃